

総務常任委員会

平成22年9月15日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎伴 吉晴	○嶋田 善行	宮崎 和彦
紀 良治	飯高 昭二	木澤 正男
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
教 育 長	栗本 裕美	総 務 部 長	清水 建也
総 務 課 長	乾 善亮	総 務 課 参 事	吉田 昌敬
同 課 長 補 佐	谷口 智子	同 課 長 補 佐	安藤 晴康
企画財政課長	西川 肇	同 課 長 補 佐	本庄 徳光
同 課 長 補 佐	真弓 啓	税 務 課 長	加藤 惠三
税務課長補佐	松岡 洋右	会 計 管 理 者	野崎 一也
会 計 室 長	山崎 善之	監 査 委 員 書 記	山崎 篤
教委総務課長	植村 俊彦	教委総務課参事	佃田 眞規
生涯学習課長	黒崎 益範	同 課 長 補 佐	東浦 寿也
生涯学習課係長	平田 政彦		

4. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

5. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 紀委員、飯高委員

委員長 おはようございます。それでは、全委員出席されておりますので、ただ今より、総務常任委員会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。町長の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

町 長 おはようございます。去る8月30日の本会議から付託されています、付託議案の関係等について、議案第30号、斑鳩町土地開発基金条例の一部を改正する条例について、議案第33号、あるいは陳情第3号の関係等について、慎重審議を賜りまして、原案どおり議案につきましてはご承認いただきますようよろしくお願いいたします。継続審査の関係につきましては、（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、今、中宮寺遺跡の関係で第三次調査が進められております、そういうことも踏まえる中で、今、斑鳩文化財センターの報告等させていただきたいと思っております。各課報告事項についてはコンビニのペイジー収納検討会議を開いています。8月10日、8月27日に斑鳩町に大雨が降りました中で浸水検討会議を設置しています。また職員採用試験の募集状況について、あるいは町民プールの利用状況について担当から詳しく説明させます。

特に今、皆さん方からご心配いただいております、JR法隆寺駅の駅前交番建築計画の関係等についてですね、県のほうから、一応9月中に設計が出来上がるということで、11月に建築工事着手という予定でございます。来年の3月までに建築完成ができるということで、一応、駅前交番が進んでいるということで。ただ、ひとつはですね、今まで借地は無料で貸しておりましたけれども、以前の物は。今回の物は、町からも財政上の関係もございまして、できるだけ時価の賃貸借契約ということで、賃貸料を年間75万円ということで概算されています。これについて、出そうということで内諾をいただいております。特に11月から工事にかかります関係等、11月・12月・1月・2月・3月の5ヶ月分についてはその75万の按分をした中でお支払するというところでございますので、そういうことも踏まえて、交番

ができるということですのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、紀委員、飯高委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしくお願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございますが、はじめに、去る7月14日の大雨により進入路の崩落がありました青少年野外活動センターの現場を見ていただくため委員会を暫時休憩し、現地調査を行いたいと思います。そして、帰庁後に委員会を再開し、レジメに沿って委員会を進めていきたいと思いますが、それでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、青少年野外活動センターの現地調査を行うことといたします。暫時休憩いたします。

(午前 9時02分 休憩)

(午前10時20分 再開)

委員長

再開いたします。委員の皆様には、暑いなか大変お疲れ様でございました。

それでは、レジメに沿いまして進めてまいりたいと思います。本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

それでは、レジメに沿いまして進めたいと思います。

初めに、本会議からの付託議案についてであります。

(1) 議案第30号、斑鳩町土地開発基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 西川企画財政課長。

企画財政
課長

それでは、議案第30号、斑鳩町土地開発基金条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。まず議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

企画財政
課長

本議案につきましては、土地開発公社が、その経営資金を、金融機関等からの借り入れによって行っておりますことから、現在の4ヶ所の保有地の借入金の利息等が毎年約300万円程度、これは草刈経費、または支払利息であります。増えてくることから、借入金をなくして利息の発生を停止するというので、土地開発公社の健全化に向けた取り組みを行うものであります。

このため、今回の条例改正によりまして、土地開発基金1億4,500万円を積み立てまして、これにより土地開発公社保有地3ヶ所を買上げるものがございます。また、他1ヶ所の代替用地につきましては一般会計で買上げ、土地開発公社の保有地を全て処分するものであります。なお、土地開発基金で買い上げます土地につきましては、パークウェイ事業、JR法隆寺駅周辺整備事業の進捗によりまして処分を行いますが、現時点ではまだ流動的でありますことから、土地開発基金で一旦買上げを行い、事業の進捗状況により処分を検討してまいりたいと考えております。

それでは、末尾に要旨を添付しておりますので、その要旨をもってご説明に代えさせていただきます。

(要旨朗読)

企画財政
課長

なお、条例の改正文、新旧対照表につきましては、ご説明を省略させていただきます。また、本条例の施行日につきましては、ご議決いただいた後の施行を予定しております。

以上、簡単ではございますが、議案第30号 斑鳩町土地開発基金条例の一部を改正する条例につきましての説明といたします。何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 基本的に保有地4ヶ所を処分すると、買い上げるということのための条例改正については理解をしようというふうに思っていますけれども。いくつか確認させていただきたいんですけれども。今回4件の土地を買い上げるにあたって、当初取得した時の金額と、最終的に処分をするときの金額で、いくら差額が出ているのか、この点について確認したいと思います。

企画財政課長 当初、土地を取得した時の金額と、現在、処分するときの差額でございますが、斑鳩町土地開発公社の事業計画の変更ということで、議会のほうで初日のほうに説明させていただいております。その資料に添付させていただいております土地開発公社保有地明細書というのがございます。それをご覧いただきますとお分かりいただけるんですが、当初取得していたところでございますが、総額で土地4件の総額で、1億6,488万1,260円となっております。それに今回処分する土地の費用でございますが、2億720万7,885円という計算となっております。これにつきましては、10月25日に処分する見込みということで、諸経費、また支払利息等の計算を行いました金額でございますので、よろしく願いいたします。

差引きでございますが、用地当初取得しました価額と現在の価額の差引きでございますが、4,232万6,625円となっております。

木澤委員 このように、やはり多額の経費等、利息がかかってきているということで早めに処分をして、この利息をなくしていくという方針については、私もきちんと理解をしますけれども。やはり、こうした差額、この分は税金の中から支払ってきていますので、こういうこともきちんと理解をしながら、この計画については了承していきたいなというふうに思うんですけれども。あと、処分をしたあとですね、その土地の活用についてですけれども、3件については流動的であるということですが、1件については、その後の活用というのはどのように考えておられるのですか。

企画財政課長 一般会計で買い上げを行います1件のことだと思います。それにつきましては、現在、土地開発公社で所有しておりますので、一般会計で買い上げた

後につきましては、今現在、土地としては緑地という形態をとっておりますので、その土地の使用状況も見ながら、その先の処分については今後考えてまいりたいと考えております。

木澤委員　　これまでも町のほうで取得してきた土地というのがあると思うんです。きちんとした目的というんですかね、更地のままになっているような土地がいくつかあるかなというふうに思うんですけれども。今、課長のほうも、この緑地については今後の活用も検討していくとおっしゃいましたけれども、やはり住民の皆さんから見て、町の財産というのは有効に活用していただきたいたいということで、以前にも、北庁舎の問題とか、いろいろそういう住民さんの目線から見たときの財産管理のあり方というのも指摘をされていますので、今後、十分検討していただいて、住民のために活用を図っていただきますようお願いしておきたいと思います。

委員長　　他に質疑ございませんか。

(な し)

委員長　　ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長　　異議なしと認めます。よって議案第30号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に(2)議案第33号、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

乾総務課長。

総務課長　　それでは、議案第33号、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改

正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

まず議案書を説明させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長 この条例の改正の内容につきましては、前回の委員会でご説明させていただきました内容と変更ございませんので、議案書の最後のページの要旨でご説明申し上げたいと思います。

(要旨朗読)

総務課長 その改正内容でございますけれども、消防団員等に係る年金たる損害補償、これには傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金がございます、これと児童扶養手当法による支給の調整を図ることを規定しております付則第5条第7項第1号及び第2号の条文整理を行う改正を行うものでございます。具体的な例で申し上げますと、例えば消防団員の公務中の負傷によりまして、例えば、傷病補償年金を受けるようになった場合には、その消防団員が父子家庭で児童扶養手当を受給されている場合は、傷病補償年金から児童扶養手当支給相当分が減額されて、調整されるということでございます。なお、現在のところ確認できる範囲では消防団員には父子家庭の方はおられませんけれども、将来、妻の死亡でありますとか、離婚されて、父子家庭となる場合があるということでございます。施行期日につきましては、公布の日から施行し、平成22年8月1日から適用としております。なお、条例改正文と、新旧対照表の説明は省略させていただきたいと思います。

以上で、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議賜りまして、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

木澤委員。

木澤委員 今回新たに父子家庭にも児童扶養手当が出るということでこうした調整がされますけれども、女性の消防団員さんってなかなか少ないと思いますけれども、母子家庭のほうでは、これまで、こうした支給がかぶらないようにということで、整合性を図っていつているということなんですかね。

総務課長 委員がおっしゃいますように、母子家庭につきましては、そういう減額をするという調整をするという規定はございました。今回、父子家庭にも児童扶養手当が支給されるということになったために、今回この規定を設けるものでございます。

木澤委員 その点については理解したいと思います。すいません。ちょっと関連しておたずねしたいんですけれども。今、消防団員さんがなかなか減っていく中で、住民さんからも実際に火事になったときに、なかなか駆けつけてもらえらるっていう状況が今後どうなっていくんですかということがよく聞かれるんですけれども。国のほうで消防の広域化のことがすすめていつておられるかなと思うんですけれども、なかなか具体的にどうなるという話しを耳にしないんですけれども、今、その状況としてはどんなふうになっていて、町のほうには、町というか、斑鳩町で言いますと西和消防のほうになるんですけれども、どんな影響が出てくるのかなど。ちょっとこの機会を捉えておたずねをしたいと思うんですけれども。

総務課長 委員もご存知のように、これは平成18年6月14日に消防法が改正をされました、これは、複雑化、大規模化する災害、事故等に備えて市町村の消防体制を強化していつこうということを目的として消防法が改正をされております。これをうけて、平成18年7月12日には、消防庁の長官が「市町村の消防の広域化に関する基本指針」というのを定めております。そのなかで、これまでの管轄人口10万人以上という管轄人口を30万人以上ということを目標とする消防本部の広域化というのをを推進、この基本指針にもとづいて推進しているという形になっております。この基本指針にもとづいて、奈良県が平成20年3月26日に県内を1消防本部とする「奈良県消防広域化推進計画」というのを策定してございまして、これにもとづきまして、今、平

成21年4月1日に発足いたしました奈良県消防広域化協議会というのが平成21年4月1日に発足しておりますけれども、この協議会におきまして平成25年4月が目途ということなんですけれども、広域化の実現に向けて、現在、協議を進められておられるという状況でございます。平成21年度では現状の課題等の分析をされているということで、これからどうしていくのかということ、これから協議をされるということで聞いております。で、西和消防組合につきましては、奈良県は1本ということで計画としては進んでおりますので、県内の1カ所に消防本部が設置されまして、西和消防組合につきましては、消防署という形でなるということで、それは聞いております。広域化になって西和消防組合が統廃合になってなくなることは聞いておりません。消防署になると、移行するというふうに聞いております。

木澤委員 課長、最初に、目的として、市町村の消防体制の強化ということを目的に進めていっているということなので、具体的に出てこないとわかりませんが、心配があるようなことにならないければいいですけども、その辺については、今後、具体的に西和消防組合等に関わる話が出てきた際については、担当の総務常任委員会にまたご報告をいただきたいと思っておりますので、お願いしておきたいと思っております。

委員長 他にご意見ございませんか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第33号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に（３）陳情第３号、国史跡藤ノ木古墳前の景観保持のための土地検討のお願いについてを議題といたします。まず、事務局長の説明を求めます。

藤原議会事務局長。

議会事務
局長

まず、陳情文書表を朗読いたします。

（ 陳情文書表朗読 ）

議会事務
局長

内容につきましては２枚目に要旨を添付しております。朗読につきましては省略をさせていただきますが、藤ノ木古墳南側にございます陳情者所有の土地につきまして、国史跡周辺景観保持のための土地として、公有地に買取してもらった価値があるかどうかの検討をお願いしたいという趣旨でございます。

なお、陳情者から提出を受けました土地測量図につきましては、裏面のほうに記載しておりますのでご参照いただきたいと思います。

委員長

この件に関して、今までの経緯と町の考え方、ちょっとそのあたりをおしえていただきたいと思います。お願いします。 小城町長。

町 長

藤ノ木古墳等については昭和６０年の７月に石棺が出てまいったということで、非常に脚光を浴びた。それから、議会と常に、藤ノ木の資料館を早くせよということがございましてですね、しかし、現状を考えますと、まず史跡指定をしていただくということから、史跡指定を、あの民家１軒を含んだ、そしてまた集合住宅を含んだ関係等について、史跡指定、全範囲を入れていただいたということで。最終的に、検討委員会も行われる中で、一定の１軒の民家、あるいは住宅等が移設をされまして解決をしたわけなんですけれども。

将来的に、藤ノ木古墳の関係等については、一応史跡指定の関係を踏まえた中で、これだけの整備をするのが必要であろうということで、一応終わっております。そういう点ではいろんな議論もございましたけれども、町としては、当初は、藤ノ木の北側に資料館という話もありましたけれども、とて

もそれはできないということで、最終的に、今、斑鳩町文化財活用センターができた法務局を買い取って、建物をそのまま残して、そして町が利用したという経緯でございますので。現状から言いますと、あの地域は、あこで史跡の中に石棺の模型を置いてはどうかと言うたら、先生方は、検討委員会では、前の安田さんの民家を、宅地を借りて、無料で貸していただいて、展示をさせていただいた経緯もございますので。それ以上の範囲で拡張するとか、そういうことは、全体的な流れですから。もうあの部分等については一応これで終結ということなのです。

委員長 この件に関しては、資料1ということで、町の考え方というのも提出していただいております。ちょっとそれをご一読いただいてから、委員の皆さんの、それぞれのお考えをお聞きしたいと思います。 嶋田委員。

嶋田委員 この土地をですね、町のほうに買ってくれと言いにこられた経緯等がございますか。

生涯学習
課長 今回の平成22年8月16日付けの斑鳩町議会議長宛ての陳情書の提出前に、平成19年8月19日付けで斑鳩町長宛てに「藤ノ木古墳南側の亀井所有地活用についてのお願い」と題した文書が提出されており、その文書の内容は、「当該土地に住宅建築等、土地所有者として有効活用を考えているが、藤ノ木古墳の景観保全という観点から、まず行政に声をかけて、当該土地の購入等町の考え方を伺ってから、どのように活用するか決める」というような旨の文章でございました。当該文書の趣旨を尊重し、当町といたしましても先ほど町長が申し上げましたように、当初、藤ノ木古墳の整備計画に該当しない土地ということから、所有者の申し出をお断りしたというのが経緯でございます。

嶋田委員 あの土地の用途地域というのはですか、それは何ですやろ。

生涯学習
課長 用途地域につきましては、都市計画法の第3種の風致地区、第1種低層住宅専用区域、宅地造成工事規制区域となっております。

嶋田委員 わかりました。この陳情書は、要するに一番最後に書いてある「国史跡周辺景観保持のための土地として、公有地を買収してもらう価値があるかどうかの検討をお願いしたい」ということですので、この委員会でそういう検討をするのか、それとも、この文書の内側には、この土地を買っていただきたいというふうなことも考えられますけれども、それはどういうふうな扱いにしていくのかということですのでわね、せやから、まず、みなさんのご意見をお聞きして、最終的にとりまとめという感じで持って行っていただいたらどうかと思うんですけども、いかがですやろか。

委員長 まず、それぞれの委員のみなさま、こちらから順々にご意見をお願いします。 紀委員。

紀委員 私としては、国の史跡ということで、景観に関しては、おっしゃるように景観も大事のものやと思いますけれども。その土地を公費で買い上げることになれば、その周辺の土地もすべて買い上げてくれという形になると思うので、景観保持的には協力いただきたいけれども、この買い上げはどうかと考えます。

木澤委員 質問もしたいんですけども。先ほど町長がこの計画が終わっていますよと発言されましたけれども。町として、公有地として買い上げる、藤ノ木だけじゃなしに、他にも町として史跡について公有地として買い上げをして整備をすると、実際に事業をしていると思いますけれども、その際に公有地として買い上げる時に、史跡の指定の関係ですね、等はどういうふうにされているんですかね。史跡指定をしているところと、していないところと買い上げしているところがあるのかどうか。

町 長 史跡指定だけを買っていますから、他は買い上げていません。ただ、1軒あるいは集合住宅等は移転をされていますから、その関係等の用地については、私どもで努力をして買わしていただいて、移転をいただいたということでございます。

木澤委員 基本的に、こういうふうには、景観保持ということで買収をしてもらう価値があるのかどうか。本来でしたら、計画の段階で、そこも含めて買収をするかどうか検討がされて、結果が今の状況できているかなというふうには思うんです。ですから、当時そこが含まれていたかどうかということは、今わからないですけれども。しかし今、こういうふうには計画が終了している中で、あとから買い上げができるかどうかというのは非常に、私は、難しいと思うのと。あと、景観保持といいます、おっしゃっている土地だけじゃなしに、周りのすべての土地が関わってくると思いますので、そうすると、そういうところも含めてきちんと整備をしていくべきなのかということにも関わってくるかなとは思っています。ですので、今回なかなか1件のこの土地だけを買上げるということは難しいだろうなと。価値があるかどうか、その判断としては、確かに景観を守るということでは一定価値はあるかなとは思っていますけれども、公有地として買い上げるかどうかというのは非常に私は難しいなと思っています。

飯高委員 この内容を読ませていただいて、周辺の環境保持ということで重要であるということの形で示されているですけれども、当然そうだと思うんですけれども。しかし今回、こういう形で買い上げてほしいということで、先ほど町長言われましたように、終結しているんだということの中において、今後これを公有地として買い上げるという方向は、将来においても、ないのかなと思ったりするんですけれども。こういう形で、仮に今回、周辺環境において、ひとつの例というのですか、買い上げるとしたら、こういうケースがあると思うんです。そういった例外をつくっていくというのも、将来においてどうかかなと思っています。今回、これはちょっと、やっぱりちょっと今の現時点では無理かなと、私は、そういうふうには解釈をしております。

宮崎委員 私も皆さんと同様で、無理だと私は思います。今さっき、皆さんが言っているように、そこだけ買うというのはね、周りも。また、藤ノ木だけじゃなくて、他も、斑鳩町はいっぱいありますから、その周りもということになったら、莫大なものになると思いますので、私ははっきり言って無理だと思

ます。

嶋田委員 何もこの人は、整備の区画の中に入れてくれとはおっしゃってないんであって、整備が終わっているからどうのこうのという話では僕はないと思います。景観を保持するために、この土地の価値があるかどうかを判断してくれ、検討してくれということなんで。言ってきておられると僕は解釈しています。ただし、景観を保持の価値はあるんだろうとは思いますがけれども、この土地だけで、この土地だけを景観保持のために今の状態、農地等にしておく、他の土地に建物が建ってきたら景観はどうなるねん。先ほどから、他の委員さんもおっしゃっているように、その周辺全体を考えて、考えていかなあかん問題であろうと思いますので、この土地1筆だけの問題ではないと思います。以上です。

委員長 ただ今、委員皆さんからいろいろご意見を聞かせていただきました。
とりまとめのため暫時休憩いたします。

(午前10時50分 休憩)

(午前11時08分 再開)

委員長 再開いたします。
不採択とすべきものと決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって陳情第3号については、当委員会として不採択とすべきものと決しました。

なお、委員会のまとめとして話をさせていただきます。

斑鳩町における歴史的史跡等の重要性については、当委員会においても十分に認識し、継続的に調査・研究の対象として審査している。史跡周辺景観保持についても同様に認識し、審査の対象としてきている。

今回、陳情されている藤ノ木古墳の景観保持についても、その重要性は十分認識している。

しかし、歴史的遺産の景観の周辺環境保持については、この土地だけの問題ではなく、古墳の周囲、すべてを含めて検討していただくべきことであろう。

理事者におかれましては、各現行法のもと、史跡の周辺環境保持をどのように対処していくのか、調査・研究されることを望むものである。

こうすることで、委員会としてまとめさせていただきました。

それでは、次に、2. 継続審査について、(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 黒崎生涯学習課長。

生涯学習
課長

それでは、継続審査(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、ご報告申し上げます。

まず、斑鳩町文化財活用センターの運営についてでございます。

お手元にお配りいたしております資料2をご覧ください。

斑鳩文化財センターの入館者数について、1 通常開館、2 特別展、今年3月に開催いたしました国宝藤ノ木古墳出土品里帰り展、3点目として企画展、昨日まで開催しておりました上宮遺跡展、4点目として入館者総数の順に、それぞれの入館者数、開館日数、1日あたりの平均入館者数について、全体、うち平日及び土・日・休日の内訳についてお示しをしております。

はじめに、「1 通常開館」と「2 特別展3月 国宝藤ノ木古墳出土品里帰り展」でございますが、入場者数等の状況につきましては、前回の総務常任委員会でご報告させていただきましたとおりでございます。

続きまして、「3 企画展 上宮遺跡展」についてであります。8月5日(木)から昨日の9月14日(火)までを会期とした夏季企画展「上宮遺跡展」は、昨日無事に終了しております。夏季企画展の会期中の入館者数は、合計948人となっており、そしてこの会期中において36日間開館しておりますので、これらを平均いたしますと、1日あたり約26人の入館者となっております。なお、この会期中における平日の入館者数は624人、開館日数は24日、1日当たりの平均の入館者数は約26人、また、土・日・休

日の入館者数は324人、開館日数は12日、1日当たりの平均の入館者数は約27人となっております。なお、夏季企画展会期中の入館者数の合計948人のうち、町内の方が約20%、県内の方が約27%、県外の方が約53%という状況になっております。夏季は季節的に展示施設への入館者が減少する時期でありますとともに、今年の夏は特に酷暑でもありましたが、企画展を見に来られた来館者の中には、町民のリピーターも確認できておりますことから、当企画展を開催したことによって、減少傾向となる夏季における来館者への効果はあったものと分析をしております。

また、夏季企画展において実施しましたアンケート調査についてであります。会期中948人の入場者の内385人、回収率41%の方から回答をいただいております。満足度の調査として、満足したが65%、やや満足したが23%、普通が11%と、99%以上の方から普通以上であるとのこと回答をいただいております。また、ご意見・ご感想についてでございますが、「職員やボランティアの方々から見所について親切・丁寧な説明を受けて、文化財に興味を持てた。とても分かりやすかった。文化財の現物を見学することができ、すごく勉強になった。斑鳩町のたくさんの文化財に感動した」などのご意見をいただいております。いただきました皆様方からのご意見につきましては、今後の展示に生かしてまいりたいと考えております。

次に、秋季特別展についてであります。今年度秋季特別展としましては、「斑鳩の古墳展」と題しまして、文化財保護強調週間中の11月3日（水・祝）から11月28日（日）までの26日間を会期として開催するべく、現在計画を進めております。この特別展では、町内に所在する古墳のうち、藤ノ木古墳をはじめとして、いくつかの古墳は、これまでに奈良県立橿原考古学研究所によって発掘調査が行われ、その出土品が奈良県立橿原考古学研究所附属博物館に保管や展示がされております。そこで、今回の特別展は、今後も展示予定をしている国宝藤ノ木古墳出土品を除いたこれらの古墳の主な出土品の里帰り展示である「斑鳩の古墳展」を計画しております。

そのなかでも、昭和40年に現在の龍田北1丁目の錦ヶ丘の造成工事に伴い緊急調査が実施された竜田御坊山3号墳は、中国などから伝えられたと言われている「三彩有蓋円面硯（さんさいゆうがいえんめんけん）」などの出土品が大変貴重なものであったことから、国の重要文化財に指定されています。この

ほか仏塚古墳出土の鎌倉時代から室町時代にかけての金銅製の小仏や花瓶(けびょう)などの仏器や、斑鳩大塚古墳出土の銅鏡などを借用して里帰り展示をする計画で、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館と協議を進めております。そして、今回の展示会は特別展であることから、今年3月開催の「国宝藤ノ木古墳出土品里帰り展」と同様に写真図録の作成も計画をしております。

啓発の方法といたしましては、町広報やホームページ、ポスター掲示やチラシの配布をはじめ、今回も報道通知を行うとともに、「平城遷都1300年記念事業ガイド秋号」への掲載や、「関西文化の日」への協力参加等を計画しており、事前のPRも兼ねまして、今回の特別展の前売り券の発行も検討しており、いろいろな手法を用いましてPRに努めてまいりたいと考えております。

なお、観覧料につきましては、現時点において奈良県立橿原考古学研究所附属博物館より借用する展示品が現在確定していないことから、美術品の保険料を含め運搬に係る経費が未定であり、必要経費も勘案したなかで定める必要もございますので正式には決定しておりませんが、今回の展示計画の内容や類似施設の状況も参考にする中におきまして、現時点では大人300円、学生(高・大学生)100円程度ですすめているところでございます。

今回の特別展では、全国の小・中学生にも広く斑鳩の古墳について知っていただくことを目的として、中学生以下は無料とする方向で検討しております。

また、この特別展開催期間中に小学生4～6年生を対象としました「こども考古学教室」と題しました「子ども勾玉づくり教室」を11月13日(土)、そして「子ども斑鳩の古墳めぐり」を11月20日(土)に計画しております。こうした企画を実施することによって、斑鳩町の子どもたちに、考古学や郷土の歴史に興味をもっていただくことを願っております。

以上のように、長らく斑鳩を離れていた古墳からの出土品が久しぶりに斑鳩へ里帰りしてまいりますので、町民の皆様をはじめ多くの方々に、斑鳩文化財センターにご来館いただき、これらの出土品をご観覧いただき、これらの文物を通じて、斑鳩の古墳文化を再認識していただく絶好の機会となればと考えているところでございます。

続きまして、史跡藤ノ木古墳の秋季石室特別公開についてであります。

今回で6回目を迎える石室特別公開であります。これまでと同様に、今年度も全国文化財保護強調週間の期間中である11月6日(土)と7日(日)の2日間の開催を計画しております。あの大きな石室や朱塗りの石棺を体感していただくことによって、さらに史跡藤ノ木古墳の魅力を深めていただけるものであると考えております。

続きまして、史跡中宮寺跡の整備についてでございます。

先の当総務常任委員会にご報告いたしておりましたとおり、文化庁より史跡中宮寺跡の現状変更の許可をいただきましたことから、8月23日(月)から、南門推定地の南域の発掘調査に着手いたしました。現在まだ、調査を開始したばかりでありますことから、特段ご報告する内容はございませんが、調査の経過等につきましては、今後とも当総務常任委員会へご報告申し上げてまいりたいと考えております。以上であります。

委員長 報告が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 上宮遺跡の企画展ですけれども、報告をお聞きしまして、県外で半分以上来ていただいているということは頑張っていたいただいているのかと思いますけれども、そのところの分析をどういうふうにされているのでしょうか。

生涯学習課長 文化財活用センターに、今回の夏季企画展に来られた方の過半数が県外のほうから来られたということでございます。その調査の中で、やはり、藤ノ木古墳に来られて、藤ノ木古墳のほうからまわられて当施設のほうに来られたという方が、県外からの方にとっては多くございましたので、今後とも、そういったルートのほうを啓発するときにも、法隆寺・藤ノ木古墳・文化財活用センターといったような歴史散策のルートについて啓発に努めてまいりたいと考えております。

木澤委員 藤ノ木を見に来られた方が、ついでに言ったら変かもしれませんが、寄らばったと。これ自体を直接見に来られた方はこれほどの数ではなかったというふうに認識されているということですか。

生涯学習
課長 特に県外から来られた方につきまして、藤ノ木古墳をまわってこられた方が多かったです。先ほど、藤ノ木古墳に行って知ったということではなくて、藤ノ木古墳も含めて来たという方が、県外からの方は多かったということでございます。

木澤委員 わかりました。いろいろお知らせするなかで、企画展だけじゃなしに、藤ノ木のお知らせもしているでしょうし、せっかく来るんだったら、やっぱりいろいろなところを見てもらえるという形の回遊型にもっていただけるように、今後も案内をしていただきたいなど。前回の企画展をしたときに、藤ノ木古墳だけ来て、あと知らなくて帰ってしまったという方がいらっしやったかと思えますけれども、そのへんについても、今、課長も注意をして、掲示をしていただくと、案内をしていただくということでしたので、安心をしていただんですけれども。

あと、勾玉づくりをされるとおっしゃいましたけれども、これ、場所はどこでやるんですか。

生涯学習
課長 文化財活用センターの敷地内で、西側の駐車場の部分を考えております。

木澤委員

そうしたら、テントか何か張ってということになるんですかね。

生涯学習
課長 机を設置をしまして、そちらのほうで行いたいと考えております。

木澤委員

私も以前に総務委員会で視察に行かしてもらったなかで、こうした美術展などで勾玉づくりもやっていたので、そうした古い文化に触れて、子ども達に学習をしていただくという取り組みについては大いにやっていただいて、どんどんそういう方も増やしながら、来て楽しんでいただくというのも大切やと思いますので、どんどんやっていただきたいと思います。

委員長

嶋田委員。

嶋田委員 今の子ども体験ツアーですか、子ども体験教室、これについては、今回は特別にされるんですか、それとも定期的にすることを考えておられるんですか。

生涯学習課長 今回、特に、斑鳩町の古墳めぐりということも行う際に企画をしましたが、以降、定期的に開催をしてみたいと考えております。

嶋田委員 定期的に開催されることは非常に重要なことで、斑鳩町の文化財センターでこういうことをやっていると、斑鳩町の子ども達が、それを知ったら興味をもって来られるだろうとは思いますが、その周知の方法等はどのように考えておられますか。

生涯学習課長 これも一般的なんですけれども、町の広報、ホームページ、そして小学生が対象となりますことから、学校にもお願いをしまして案内書を配布してみたいというふうに考えております。

嶋田委員 だいたい1回につき何人ほど考えておられますか。それと、費用はどのようにされるんですか、有料か無料かということですね。

生涯学習課長 今回の計画しております勾玉づくりと古墳めぐりなんですけれども、親子、小学校4年生から6年生の児童と保護者の方15組の30人を基本的な人数として考えております。

そして勾玉づくりにかかります費用につきまして、実費の費用をちょうどいするということで考えております。

嶋田委員 わかりました。これからもいろんな企画ものを作っていただきたいと思っておりますけれども。これ、勾玉づくりを定期的にやっていくという考えであれば、西側の奥の駐車場ですね、あそこでやるということなんですけれども、テントを設営しても、晴れの日だけやなしに、雨の日もあろうし、冬場であれば外でやっていたら寒いであろうし、そういうふうなことを考えると、施設の拡充いうんですか、そこらへんも考えていかなければならない

問題であろうと思いますのでね、そこらへんも十分検討していただきたいと思います。

委員長 他にご意見ございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査案件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

委員長 次に、3. 各課報告事項について、(1) コンビニ収納・ペイジー収納検討会議の設置について、理事者の報告を求めます。 加藤税務課長。

税務課長 各課報告事項(1) コンビニ収納・ペイジー収納検討会議の設置についてご報告を申し上げます。インターネットをはじめとする情報通信技術の飛躍的な発展に伴い、地方公共団体においても、行政サービスの高度化や効率的な行政運営を実現するために、情報化施策を総合的に推進していくことが求められております。現在、税金・水道料金等を支払う場合には、口座振替などの一部のケースを除きますと、納入義務者の方が金融機関か町の窓口に向いて現金で支払う必要がありますことから、どうしても時間的・場所的な制約を受けることとなっております。しかしながら、近年におきましては、時間的・場所的な制限を軽減するために、コンビニエンスストアでの支払やインターネットバンキングを利用した支払い、いわゆるコンビニ収納・ペイジー収納の利用が、民間サービス事業者を中心に急速に普及しており、地方公共団体においても、利用可能な団体がでてきております。

このことから、本町におきましても、住民サービスの向上に向け、効果的な収納方法の導入を検討するため、去る9月3日に、税務課・国保医療課・上水道課・会計室のメンバーによる第1回目のコンビニ収納・ペイジー収納検討会議を開催したところでございます。今後、関係機関と協議を行いますなかで、コンビニ収納・ペイジー収納導入に係る経費、事務事業への影響等

について調査・研究を行い、新たな収納方法の導入について検討を行っていく予定でございます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

次に(2)浸水対策検討会議の設置について、理事者の報告を求めます。
乾総務課長。

総務課長 それでは浸水対策検討会議設置につきましてご説明をさせていただきますがその前に、8月27日金曜日の大雨の状況につきまして、まずご報告させていただきます。

8月27日の当日、午後3時54分に斑鳩町に大雨・洪水注意報が発令されまして、風水害災害警戒体制であります1号警戒配備を整えまして、富雄川、三代川等の河川の水位や用水路の状況、それから住宅への浸水等の状況把握、また、土のうの設置等の警戒にあたりました。

次第に雨脚が強くなってまいりまして、午後5時に大雨・洪水警報が発令されました。と、同時に風水害災害警戒体制であります(2号警戒配備)を整えまして、職員を増員をいたしまして、土のうの増し積み等の警戒体制を強化、また被害箇所の応急復旧を行いました。

そして、午後6時8分には大雨洪水警報が解除されたところでございます。

雨量につきましては、降り始めの午後3時48分から午後4時までの約10分間で19.5ミリ、それから4時から5時までの1時間で24.5ミリ、5時から6時までの1時間では3.5ミリでございまして、降り始めから約2時間で合計47.5ミリの雨量を計測いたしております。

次に被害の状況でございますけども、水路等の溢水によりまして住居の床下浸水が、興留3丁目地内で1戸、それから興留5丁目地内で3戸、興留7丁目地内では7戸、法隆寺南2丁目地内で1戸、合計12戸の床下浸水がございました。また、落雷によりまして、稲葉車瀬1丁目及び神南1丁目にお

きまして、約100戸が停電をいたしております。

以上が8月27日金曜日の大雨の状況報告でございます。

次に、浸水対策検討会議の設置でございますけれども、町内の今後の浸水対策につきまして検討させていただくために、新たに役場の総務課、それから都市建設部の建設課、都市整備課、観光産業課、それから上下水道部の下水道課で組織いたします「浸水対策検討会議」を設置をいたしております。

第1回目の会議を9月3日に開催をいたしまして、雨水調査の結果報告、あるいは今後の進め方などにおいて協議をしたところでございます。

今後この会議で浸水被害の対処方法の検討、及び計画的な浸水対策を進めてまいりたいというふうに考えております。なお、この報告につきましてはこの9月10日に開催されました建設水道常任委員会におきまして、建設課から同様の報告を行っております。以上で、浸水対策検討会議の設置についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。
嶋田委員。

嶋田委員 この会議の設置というのようわからんのですけどね、目的、なんか今まで不手際があつてね、そしてこういう会議を設置せなあかんということになったんですか。

総務課長 決して不手際ということではございません。要するに、これから町内の浸水の対策についてですね、町内の排水状況でありますとか、雨水排水の施設の整備方針、こういうのをこれからこの会議で検討していこうということでございますので、続けて8月に2回床下浸水もございましたので、そういったことで、この会議の中でこういったことを進めていこうということでございます。

嶋田委員 そしたら、今までなんも検討されていなかったということですか。

総務部長 決して今まで検討していないということではございませんで、各担当部署

ごとにそれぞれ話を持ち寄ったり、関係する部署でも話を持ち寄ったり、検討はしてきたところではございますが、先般、平成21年度におきましてですね、建設課におきまして水路の状況調査を行った経過が出てまいりました。それをもとに今般、関係各課によって抜本的な対策を行うことについて、どういう手法で行うのか、どういった形で行うのかという経緯も含めましてですね、全体で話を、構想を固めていこうといったことで集まって、今回こういう形で調整会議という形で組織をしたということでご理解を賜りたいと思います。

嶋田委員　そしたら、各課では検討しておられたけども、それを総合的にまとめることがなかった。それを今回やっていこうということで理解してよろしいんですか。

総務部長　言い方に語弊があったかもわかりませんが、今までは総合的にまとめることがなかったということじゃなくですね、必要に応じまして関係課とも協議をしながら行ってきたわけでございますけども、先ほども申しましたように21年度にしましたそういう水路の調査結果を踏まえてこの際関係各課、防災担当課であります総務課も含める中で、抜本的な対策についてまとめていこうといった形で立ち上げたということでございます。

嶋田委員　そしたらこれは定期的にかかれるということでよろしいんですか。

総務部長　一定の結論が出るまではずっと定期的な随時開催していくという形でございます。

委員長　他にご質問ございませんか。　飯高委員。

飯高委員　最初に課長のほうから8月27日の大雨洪水ということで、報告がありまして、それに関連してですね、床下浸水がここ頻繁になっているということで、消防団もそこに駆けつけてその浸水対策にあたっているという現状がございます。この間も並松が浸水がありましてですね、そこで2軒の家屋で浸

水した状況の中で、その人たちが備えつけというか、常時、水中ポンプを持っておられるんですね。いつも毎年こういった状況があるからそういう用意しているのかなと思ってるんですけども。消防団もやはり浸水した水をかき出すというんですか、その時にちょうどポンプを用意しようということで、していたんですけども、なかったというか、持って来られたのはかなり古かって、水中ポンプというのが、古かったんか、それがなかなかそこで効果が発揮できなかったということで、そういうことは毎年起きなかったらよろしいんですけども、やはり今の現状下にあっては頻繁するということで、できれば水中ポンプをですね、その時に用意していただければとは思いますが、そのところ、どうでしょうかね。

町 長

飯高委員の関係等について、水中ポンプを用意するかしないかよりも、まずその一番問題はですね、大和川の関係等がございまして、神南の井堰の関係です、樋門を閉めるという状況になったらポンプアップしたらええやないかということで、いろいろと陳情等を申し上げたら建設省、国土交通省はその分についてはその方法はだめだとされてますから。このポンプアップというのも非常に難しい問題でしてね、その部分は良くなってもどこかに水が溢れますから、そのへんのところを調整をしていかなかったら。だから今並松の関係等についても調査をしてですね、コンサルとの調査、雨水の関係の調査をして、どういう形で来年度、事業を起こしていくのか、やっぱりそういうものを検討してですね、やっていかざるをえない。その点についてはただその部分をかさ上げしたらそれで済むとかいうことには私はならないと思いますし、やっぱり集中的なことです。一定の雨の関係等によって増水していくのと違ってですね、今はわずか10分か15分で17ミリ、20ミリという雨の関係等についての吸い込み等、十分考えなければいけませんから。ただ、ポンプアップしていいか悪いかということもこれも大きな問題で、そりゃそその方はポンプアップしてほしいということはよく分かります。ただそういう調整等を十分しなかったら、どこかそういうところには水は増えていきますから、そのことも十分考えていかなかったら。ポンプアップのポンプを用意するのは、これは当然消防団でするのか、あるいは町でするのか、それはまあ当然そういうものは用意しておくことは大事だと思いますけども。

ただ、そういう関係等については非常に、周辺の関係等を考えていかなかったら、うまくコントロールできても、他にまたそういうところで。その水というのは必ずどこかでそういう点はですね、大和川でも決壊している関係でも、唐古で決壊したらからわれわれのこの地域が良かったというんもじゃなしに、そういうこともございますからね、これは非常に難しい問題やから。私も並松の関係等ですね、出前講座行きますと必ずおっしゃるのが、西里方面で住宅地が増えたから、ああいう50年賃貸されてですね、非常に家が増えたから、並松のほうの水が増えてきたところおっしゃるわけですけども、それは一概にそういうことわれわれはなかなか言えませんし。やっぱりそういうことも十分踏まえていく中で、水路の問題がどうあるべきかということをも十分検討するのが大事だと思っております。

飯高委員 町長、今ちょっと言われているのはちょっと僕とは違うんです。家屋に浸水した一時の水をですね、かい出すために、そのための簡易的な水中ポンプを用意したらどうかということなんです。抜本的な、いろいろ計画の中においての水中ポンプを使用するとかいうことについては、それは確かに難しいことはありますけども。ちょうどその現状を見たときに、家屋に入った持ち主の家の人たちが水中ポンプでやられていたけども、かなり時間がかかったわけですね。消防団もそれに対してやっているんだけども、なかなか水中ポンプがなくてできなかったということですね。それを手助けするための水中ポンプがあればなということですね、僕は言ってるんですけども。

総務部長 ただ今のご意見につきましてはですね、消防団長にもご相談を申し上げながら本団の役員会もございますので、その席でそういったご意見があったということでご相談申し上げながら検討してまいりたいと考えております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、これをもって質疑を終結いたします。

次に、（３）職員採用試験の申し込み状況について、理事者の報告を求めます。 乾総務課長。

総務課長 それでは、職員の採用試験の申し込み状況についてでございますが、８月５日から８月２５日までの間、職員採用試験の申し込みの受付を行いました。その結果、１３７名（男９８名、女３９名）の申し込みがございました。

その内訳でございますけども、上級、これは大学卒業程度でございますけども１０８名（男７９名、女２９名）でございます。それから中級、これは短期大学卒業程度でございますけども、１４名（男５名、女９名）でございます。それから初級、これは高校卒業程度でございますけども、１３名（男１２名、女１名）でございます。それから身体障害者の枠で初級、高卒でございますけども２名（いずれも男）でございます、の応募がございました。

それから、本年度の申し込みから、受験者の申請手続きの省力化ということで、申し込みをインターネットで受付できるようにいたしまして、１３７名の申込者のうち、１２４名がインターネットで申し込みをしております。残りの１３名につきましては、郵送による申し込みでございました。

一次試験につきましては９月１９日（日）に実施をいたしますけれども、申し込み人数の関係から、試験会場はいかるがホール研修室と役場地下大会議室の２ヶ所で実施する予定でございます。以上で、職員採用試験の申し込み状況についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 今回話をお聞きすると新卒の方ばかりかなというふうに思っているんですけども、身体障害者の方は分かりませんが。以前にちょっと年齢のいった方も採用試験をするということで、実際に採用にはいたらなかったと思うんですけども、そういう取り組みをした経緯があったと思うんですけども。あれは国から補助があつてですか、どういう関係でやったのか、ちょっとわかりませんが、それについては今回はされていないんですか。

総務課長 年齢の基準というのは以前から、昨年と今年度、年齢は変わっておりませんので、特に年齢を引き上げたとか、下げたということはございませんので。国の補助とかそういうのは一切ございませんので、そういうことは。町単独でももちろん採用させていただくものでございます。

木澤委員 じゃあ私の勘違いだったのかなと。それと今、新卒でも大学卒業して3年未満だったら新卒扱いをすとかいうことで話は出てますけども、そんなんていうのは町として検討されているとかあるんですか。

総務部長 卒業3年は新卒扱いという意味がちょっとわからないんですが、斑鳩町におきましてですね、年齢要件35歳、最高35歳までは受験資格ございます。その中で大学を卒業された方、短大を卒業された方、高校を卒業された方で区分しているといったことでございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、これで質疑を終結いたします。

次に、(4)町民プールの利用状況について、理事者の報告を求めます。
黒崎生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは各課報告事項(4)町民プールの利用状況についてご報告させていただきます。

はじめに、本年も、町民プールの運営に対しましては、平成9年8月8日に発生いたしました痛ましい事故を教訓にし、利用者に事故がないよう安全に、また衛生的にご利用いただくため、施設の運営・維持管理には努めたところでございます。

それでは、お手元にお配りいたしております、資料3「町民プール運営状況総括表」をご覧くださいませでしょうか。

はじめに、1ページ『①平成22年度町民プール入場者数』についてであ

りますが、町民プールの開館期間であります7月と8月の大人、小人それぞれの区分における入場者数及び円グラフでその割合を示しております。

入場者数の合計は、7,600人であり、大人2,736人、36.0%、小人4,864人、64.0%の利用となっております。次に、2ページをご覧ください。『②利用者の推移』であります。過去5カ年の利用者推移を示しておりますが、今年度平成22年度は昨年度と比較いたしますと、合計で950人の増、大人では439人、小人では511人のそれぞれ増となっております。今年度は、9月1日付けで気象庁より発表のありましたとおり、今夏の日本の平均気温が統計開始以来、第1位の高温となり、町民の皆さまも涼を求められ、当施設にご来場された結果であると考えております。

次に、『③維持管理費の推移』をご覧ください。プール施設の修繕等がなかった年、平成19年度などは、約650万円程度でございますが、本年度、平成22年度は、開館にあたり、25m用循環ポンプの補修、用具室扉の取替え等を実施しました。なお、昨年度平成21年度の維持管理費が特に増加しておりますが、これは、町民プール外部塗装工事及び濾過装置取替工事の他に、国の経済危機対策臨時交付金を活用してのプールのタッチマット取替え工事を行ったことなどによるものでございます。

続きまして、3ページをご覧ください。『④入場者1人当たりに係る経費の推移』でございます。過去5年間の各年度ごとの施設の維持管理に係る経費を入場者数で除した数字でございます。今年度、平成22年度は、1,122円となっております。次に、『⑤入場料収入の推移』をご覧ください。過去5カ年の入場料収入総額の推移を示しております。本年度は143万9,300円の収入でございました。最後に、4ページをご覧ください。『⑥天候の推移』であります。先程も申し上げましたとおり、梅雨明け以降は記録的な猛暑が続き、例年に無く晴れた日が続いた結果、最終的に、入場者数は昨年度と比較しまして950人の増という結果でございました。

資料の説明は以上であります。町民プール利用者の健康増進等を期待するとともに、利用者の拡大を図るため、本年度も8月1日（日曜日）に、斑鳩町体育協会主催のスイミングフェスティバルを開催いたしました。そして、小学生を対象とした水泳教室を8月19日から同月25日までの平日で5日間、元気クラブ斑鳩の主催により開催いたしましたところ、延べ195人の

参加がございました。

今後も、安全管理、衛生管理に万全を期すとともに、水に親しみながら親子の交流を深めていただく場として、また、健康増進の場としてご来場いただけるよう維持管理に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長 ないようでしたら、これをもって質疑を終結します。
他に理事者のほうからなにか報告しておくことはございませんか。
佃田教委総務課参事。

教委総務 斑鳩小学校への落雷につきましてご報告させていただきます。
課参事 先日の9月5日、日曜日の夕方の雷雨時に斑鳩小学校の南館棟の屋上南東角に落雷いたしました。

被害状況につきましては、屋上のパラペットの角の笠木モルタルが一部はがれ落ち、南館、中館、北館へ受電しております変電設備の一部が故障し停電状態になり、当日は復旧用の部品がなく仮復旧にて対応し、学校の運営につきましては支障ありませんでした。本日の夕方に本復旧の作業を行う予定であります。以上、簡単ではありますが、斑鳩小学校への落雷につきましての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。他に理事者の方から何か報告しておくことはございませんか。 黒崎生涯学習課長

生涯学習
課長 斑鳩町中央公民館改修工事につきましてご報告を申し上げます。
8月の当総務常任委員会におきまして、中央公民館改修工事の実施設計を行うための実施設計業務の入札についてご報告を申し上げたところでございますが、先月8月31日（火）に入札を実施いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。入札については指名競争入札で行い、7社による入札でございました。落札業者は、株式会社 福本設計で、落札金額は、税込み金額で480万9千円でございます。また、落札業者であります福本設計と、9月1日（水）に設計業務委託契約を締結したところであり、現在、業務の工程等詳細について協議を進めている状況でございます。
今後の進め方といたしましては、本年10月末までに、基本設計をまとめまして、その後、来年2月末には、実施設計が完了する予定であります。
なお、基本設計、実施設計での詳細ができました際には、当総務常任委員会にご報告申し上げたいというふうに考えております。
以上でございます

委員長 報告がございましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 中央公民館の改修は3年計画でというふうに、僕、理解しているんですけども、計画を示していただいた後に入札になるのかなと思ったんですけども、先にこれ入札になっているというのはどういうことなんですか。

生涯学習
課長 改修計画につきまして、今年度はその改修にかかります基本設計・実施設計を行うということでございます。続いて来年度からその設計にもとづきまして、来年度から実際の改修の工事にかかっていくということでございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 他に理事者の方から何か報告しておくことはございませんか。

(な し)

委員長

各課報告事項については、報告を受けたということで終わります。

次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見等があればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員

今回、決算審査特別委員会の中でも議論はされていたんですけども、社会教育指導員さんのことなんです。この総務委員会が担当になりますんで、今後の方針について少しお尋ねをしたいんですけども。私、21年度の予算の時にも質問をさせていただきましたけども、退職をされた校長先生を3人、社会教育指導員として2人、中央体育館のほうに1人行っていただいたということで、先生をされていた方を主に採用されているということですけども。これは随時そのポストについては必要なポストであると思いますけども、それは今後ずっと、そのポストとしては置いて、人材を登用していくという考え方なのかっていうのがひとつ。さらに今までの社会教育指導員さん、特に社会教育指導員さんなんですけども、学校を退職された先生がされてきているんですけども、先生ばかりがそうした形で就任をされているということについては、私は、先生だけじゃなくていろんな分野の方も登用を検討するべきではないかというふうに思うんですけども、その2点についてお尋ねをしたいと思います。

教育長

社会教育指導員の制度そのものは存続をしていきたいと、ただ、人材につきましてはその時期時期で適切な方がおるかということもあると思います。これは一応、今のところそうした制度そのものを続けながら適材適所、あるいは適当な先生がいらっしゃったら採用しているということを考えております。それから他の分野でもというお話ですが、社会教育ですからいろんな分野がございます。そうした中で特に業務に精通されている方があれば、そうした方も来ていただくこともやぶさかではないというふうに思っております。今のところ、こういった制度は学校の校長先生を退職された方を社会教育指導員にするという国の法律が元あったものですから、それを踏襲させていただ

いているということでございます。ただ、その制度も今は国のほうでは廃止されております。以上です。

木澤委員 住民の皆さんからいろいろ意見も聞く中で、やはり町として住民の皆さんにも理解いただけるような形で、今後、教育長も検討すると言っていたいでますんで、お願いしておきたいと思います。

委員長 他に。 嶋田委員。

嶋田委員 今日、現地調査行いました野外活動センターに関してなんですけども、7月に法面が崩落したということで、今日見させていただきますと、まだこれからも崩落の可能性がある部分があったということで、活動センターを維持していくのは、ちょっと私自身ですよ、個人的には無理ではないかなと思っています。毎年借りておられる団体等についてはですね、他の施設を使われたときにその使用料の一部を補助するとか、そういう形でもってやっていくのも一助ではないかなと思いますので、そこらへんをご提言申し上げておきます。

委員長 他にございませんか。 飯高委員。

飯高委員 予算決算でも委員から話あったんですけども、小・中学校の運動会が予定されているんですけども、子ども達はこの暑い中練習もし、精一杯元気にこの運動会に向けて頑張っておられるんですけども、先ほども話あったように今回記録的な猛暑が続いていると。かなり子どもさん一生懸命頑張る中で、運動場または体育館等で練習されているということで、かなり負担もありながら頑張らせていただいているということで。ちょっと温度が下がり気味になってきましたけども、10月に入ってもどういいう温度で続くのか分からないんですけども、運動会にあっては本部室、来賓席なんかはテントがありますけども、子ども達はやっぱり直射日光に直接当たるということで、その時の気温の状況というのはちょっと判断はしかねるんですけども、そのへんのことについてどういいうふうに今回考えられているのか、ちょっとお伺いしたい

と思います。

教育長

熱中症対策ということで、学校のほうとしてもやっぱり子ども達の熱中症対策として練習の時からこまめに水分を取るように対応させていただいて、今のところ子ども達に練習上の中でそういった症状を起こしたということはありません。中学校のほうは、今、体育館で練習しております。運動場の練習はまだ本格的にはしていないという状況でございます。これから小学校が9月25日に運動会を開催するわけでございます。過去この1週間ほどの長期予報を見ましても、31、2度の予測をされております。今日は30度を切るという話ですけれども、そうした気候の状況でございますし、学校としてもそれに対応するためにクーラーの入っている施設、保健室についてももうクーラーを入れて、そしてそういう状況が起こった場合に、氷で冷すとか、スポーツドリンクを飲ますとか、そうした対応を、準備をいたしております。またPTAは、PTAのほうで氷を作ってそして熱中症対策をしようということで、準備にかかっているという状況があり、いろいろとPTAのほうでも活動をいただいているところでございます。町としても、テントも、現在町が所有しておりますテント、それぞれ学校に配置いたしまして、そして休憩の場合には適宜そこへテントの下へ入るとか、あるいは緊急の場合は直ぐに救急車なり、そういった今申し上げましたクーラーの入っている部屋で休養させるといった対応を適切にしていきたいと考えています。

委員長

よろしいですか。他にございませんか。

(な し)

委員長

他になければ、私から2点だけお諮りしたいと思います。

まず、継続審査についてでございますが、お手元にお配りしております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけますようお願いいたします。

次に、先進地視察でございますが、委員より、史跡整備について、また行財政改革等についての視察のご希望をお聞きをいたしました。副委員長ともご相談させていただき、できるだけ委員皆様のご希望に沿うような視察先を検討いたしましたところ、お手元に資料を配布させていただいておりますように、視察先を選ばせていただきました。

まず、島根県斐川町については、「斐川町行財政集中改革プラン」を策定され行財政改革に積極的に取り組みをされております。また、島根県松江市では、島根県教育委員会が「山代郷北新造院跡・来美廃寺」の整備をされ、金堂や塔などの基壇の復元を行い一般公開をされております。また、鳥取県米子市では、伯耆古代の丘整備事業の一環として、史跡上淀廃寺跡環境整備事業を平成16年度から進められており、平成23年度の整備完了を目指して事業を進めておられます。そのようなことから、今回、当委員会として、視察先として選定をさせていただきました。

視察日については、10月21日（木）から10月22日（金）で、21日朝に斑鳩町を出発しまして、午後から斐川町を視察し、続いて松江市の「山代郷北新造院跡・来美廃寺」を視察、松江市内で宿泊。翌朝、米子市の史跡上淀廃寺跡環境整備事業の視察を実施したいと考えております。

以上が先進地視察計画の概要でございますが、ただ今申しあげましたように、閉会中における当委員会の所管事務調査として、お手元に配布いたしております先進地視察計画書のとおり実施したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。議長におかれましては、先進地視察計画書につき、手続きをとっていただけますよう、お取り計らいをお願いいたします。

以上をもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いた

きたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けいたします。

町 長

委員皆様方にはご苦勞様でした。特に開会后、野外活動センターの関係、あるいは藤ノ木の用地の陳情の關係の視察に行っていました。

特に野外活動センターにつきましては、先ほども嶋田委員からでてますように、あの箇所崩落を見た中で、先の方も、そういうこともございますから、一応、今、復旧についてはあの崩落の部分、またその先のところも見させていただいて、現状どうなるか考えてまいりたいと思います。あと特に今出ました意見の中で、来年1年度だけ県内の状況を見てですね、県がどうしていくのか、野外活動センターをどうしていくのかを見た中で、一応町としても一定の取りまとめをして、そういう施設がある所で利用される時になんぼか負担をすとかいうことも、ひとつの案だろうと思います。そういうことも踏まえて、来年度1年だけは検討期間ということで、一応はやっていきたいと思っております。

あと議案の關係等につきましては30号、あるいは議案の第33号につきましては原案どおり満場一致でご承認いただきましてありがとうございます。また陳情につきましては不採択ということでございます。いずれにいたしましても藤ノ木整備の關係等については皆さんの協力によってできあがったものでございますので、今後とも十分してまいりたいと思います。あと、継続審査につきましては歴史的な史跡の關係等についてもいろいろご意見をいただきました。文化財活用センターをいかに活用しながら、そしてまたできるだけ子どもさんをたくさん来ていただける環境づくりをしていくというのも大事なことだと思います。

あと、各課報告事項につきましては、今一番大きな問題は8月10日、27日に起こりましたこの大雨による浸水の關係等について今後の対応を十分にしていこうということでございます。

あと、今後とも委員の皆様方には、その他ではこの暑いなか、中学校、小学校の運動会等について、小学校では、今教育長が申しましたように、部分的テントを張っていくということで、今年度は対処して、来年度以降おそらく運動会を、10月以降に、10月の初めに、9月というのは非常に早いものですから、非常にこの関係等、練習も大変ですから、できれば10月の初旬の祭りがあるまでの間に、第1日曜ぐらいにですね、それぐらいにしていくというような形をとっていただいたらと思っております。

そういうことで、本日はどうも慎重審議をいただきまして、長時間ありがとうございました。

委員長

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前12時5分 閉会)